

静岡県立大学短期大学部科目等履修生規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 116 号

第 1 条 静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 44 条の規定に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関し、この規程を定める。

第 2 条 履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

第 3 条 履修生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 4 条 履修生は、毎学期初めに入学を許可する。

第 5 条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 履修生入学願書
- (2) 写真
- (3) 最終学校の学業成績及び卒業（修了）証明書
- (4) その他指定する書類

第 6 条 履修を許可された者は、所定の期日までに履修生入学料及び聴講料を納付しなければならない。

2 実験実習等に要する特別の費用は、履修生の負担とする。

第 7 条 履修期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

第 8 条 履修科目について単位取得の認定を得ようとする者は、所定の時間数以上出席し、試験を受けなければならない。

第 9 条 履修を修了した者には、本人の申出により、履修証明書又は履修単位取得証明書を交付する。

第 10 条 学則中、学生に関する規程は、履修生に準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。